総株主等の議決権の過半数を保有している法人（以下この条において「曾孫法人」という。）又は親法人、当該特定多国籍企業、子法人、孫法人及び曾孫法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（当該特定多国籍企業、子法人、孫法人及び曾孫法人を除き、当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の一部を保有しているものに限る。）に限る。）の資本金の額を統括事業計画の実施期間中に五億円（実施期間が三年以上四年未満であるものにあっては三億円、実施期間が四年以上五年未満であるものにあっては四億円）以上増加させると見込まれるものであること。

（統括事業計画の認定の申請）

第二条　法第六条第一項の規定により統括事業計画の認定を受けようとする特定多国籍企業（以下この条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる当該認定の手続に必要な書類を添付しなければならない。

一　当該申請者の定款又はこれに代わる書面

二　当該申請者及びその主要な子法人等（法第四条第一項に規定する子法人等をいう。次号において同じ。）の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三　当該申請者及びその主要な子法人等の株式の引受け又は出資の状況又は見込みを記載した書類

3　主務大臣は、前項各号に掲げるもののほか、認定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4　第一項の申請書は、英語で記載することができる。

5　第二項各号に掲げる書類及び第三項の書類が日本語又は英語によって記載されたものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

6　主務大臣は、法第六条第三項の規定により統括事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

7　前項の通知は、様式第二による認定通知書に第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

（統括事業に常時使用する従業員）

第三条　法第六条第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　統括事業計画の実施期間の各事業年度における統括事業に常時使用する従業員に対する年間の給与の総額の見込み

二　外国人を受け入れようとする場合にあっては、外国人の在留に係る管理体制に関する事項

（統括事業に常時使用する従業員の数）

第四条　法第六条第三項第二号の主務省令で定める数は、十人とする。ただし、統括事業計画の実施期間の最終事業年度においては、十八人（当該統括事業計画の実施期間が三年以上四年未満であるものにあっては十四人、当該統括事業計画の実施期間が四年以上五年未満であるものにあっては十六人）とする。

（統括事業に常時使用する従業員に関する要件）

第五条　法第六条第三項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　第三条第一号の総額の見込みが、七千万円以上であること。ただし、統括事業計画の実施期間の最終事業年度においては、一億三千万円（当該統括事業計画の実施期間が三年以上四年未満であるものにあっては一億円、当該統括事業計画の実施期間が四年以上五年未満であるものにあっては一億一千万円）以上であること。

二　外国人を受け入れようとする場合にあっては、外国人の在留に係る十分な管理体制を整備するものであること。

（実施期間）

第六条　法第六条第三項第三号の主務省令で定める期間は、三年以上五年以下（法第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、五年）とする。

（統括事業計画の変更に係る認定の申請）

第七条　法第七条第一項の規定により統括事業計画の変更の認定を受けようとする認定統括事業者（同項に規定する認定統括事業者をいう。以下同じ。）は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該統括事業計画に従って行われた統括事業の実施状況を記載した書類

二　第二条第二項各号に掲げる書類

3　第二条第三項から第七項までの規定は、第一項の認定に準用する。

（認定統括事業計画の変更の指示）

第八条　主務大臣は、法第七条第三項の規定により認定統括事業計画の変更を指示するときは、様式第四の通知書によりその旨を認定統括事業者に通知するものとする。

（認定統括事業計画の認定の取消し）

第九条　主務大臣は、法第七条第二項又は第三項の規定により認定統括事業計画の認定を取り消すときは、様式第五の通知書によりその旨を認定統括事業者に通知するものとする。

（実施状況の報告）

第十条　認定統括事業者は、認定統括事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、経済産業大臣を経由して、主務大臣に様式第六による実施状況報告書により報告をしなければならない。

2　前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

3　第一項の実施状況報告書は、英語で記載することができる。

4　第二項の書類が日本語又は英語によって記載されたものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

附　則

この命令は、法の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

様式第一

統括事業計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名　殿

住　所
名　称　及び
代表者の氏名　　印

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（注）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。